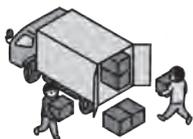




引っ越しサービスをめぐるトラブルに注意！ 見積もりは、複数社から取るようにしましょう

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎282-1711)※3月31日(木)までは、消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)へお問い合わせください。

例年、3月末から4月の初めは「1年間の引っ越しのうち、3分の1が集中する」といわれ、全国の消費生活センターには、引っ越しサービスに関する相談が多く寄せられます。急いで引っ越さなければならぬときでも、事前に情報を収集し、複数社から見積もりを取るなど、落ち着いて引っ越しの準備をしましょう。



相談事例

事例①…インターネット上で見つけた引っ越し業者に見積もりを依頼したところ、業者から電話があり、口頭で見積もりを提示された。「今なら安くする」と言われ、その場で契約してしまった。

事例②…引っ越しの契約をした際に、事業者から「無料だ」と言われ、段ボールを受け取った。その後、別の事業者と契約することになったので解約を申し出たら、送料を負担して段ボールを返送するように言われた。

事例③…新居に引っ越した際、家具や壁にへこみや傷が生じたので、引っ越し業者に申し出た。しかし、引っ越し作業日から数週間たっていることを理由に「補償はできない」と言われた。



トラブルを防ぐには…

- ▽**複数の事業者から見積もりを取る**…国土交通大臣の許可を受けた複数の事業者から見積もりを取り、内容を比較してから決めるようにしましょう。
- ▽**下見をしてもらってから見積もりを取る**…インターネット上で見積もりを取るときでも、必ず下見をしてもらいましょう。
- ▽**契約の際は見積書と約款をしっかりと確認する**…疑問な点は、納得するまで事業者に聞きましょう。
- ▽**契約前に、梱包用の段ボールの費用負担について確認する**…契約先が確定する前には、段ボールを受け取らないようにしましょう。
- ▽**引っ越しが終わったら、すぐに荷物や家屋の状態を確認する**…引っ越し作業日から時間がたつと、荷物の破損などの原因が分からなくなる可能性があります。紛失や損傷がある場合は事業者に速やかに連絡しましょう。
- ▽**「標準引越運送約款」を確認する**…多くの事業者は、国が定めた同約款に基づいて引っ越しを行い、トラブルの際も同約款に従い対応します。事前に確認するようにしましょう。



▲約款について

国民年金
だより
日本年金機構におけるマイ
ナンバーの利用について



■届け出等の際は、マイナンバーの記載が必要です

平成30年3月以降、国民年金関係の届け出や報告等については、マイナンバーを記載し日本年金機構へ提出することとなっています。マイナンバーを利用することで、これまで必要だった書類の提出が不要になるなど利便性が向上します。で、マイナンバーの記載にご協力をお願いします。

■マイナンバーを利用して相談や照会ができます

日本年金機構では、マイナンバーを利用して、年金に関する相談や年金記録に関する照会を行うことができます。基礎年金番号が分からない場合でも、ご自身のマイナンバーを伝えることで、相談・照会が可能です。年金事務所の窓口でマイナンバーによる相談・照会を行う際は、本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)の原本をご提示ください。電話でマイナンバーによる相談・照会を行う際は、マイナンバーカードや通知カード等のマイナンバーが記載されている書類をお手元にご用意の上、ご連絡ください。

【問い合わせ】マイナンバー総合フリーダイヤル(マイナンバー)についてのみ ☎0120・95・0178(自動音声案内)、水戸北年金事務所(☎231局2283)

※令和4年4月1日以降に初めて年金制度へ加入する方へ:

年金手帳に替わり「基礎年金番号通知書」を交付します。すでに年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書の交付は行いません。また、お手元にある年金手帳は「基礎年金番号を明らかにすることができる書類」として引き続きご利用いただけます。厚生年金保険の被保険者資格取得の際に事業主にマイナンバーを提供した場合は、事業主への「基礎年金番号を明らかにすることができる書類(基礎年金番号通知書等)」の提出は不要となります。

国民年金保険料が改定されます
令和4年度の国民年金保険料の額は、月額1万6,590円です。